



●ゆら・山崎法律事務所 ●〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番地の2 新橋ビル6階
 ●TEL073-433-5551 FAX073-433-5567
 ●発行責任者/織部利幸

今回は、「生きるための『なんでも相談村』」実行委員会の事務局長をされておられる杉勝則さんとの対談です。杉さんは、和歌山県地方労働組合評議会（県地評）の事務局長もされています。

仕事や住居を失った人の相談活動に取り組むため、12団体の協力で「なんでも相談村」実行委員会が結成され、今年の3月20日に和歌山城西の丸広場で第1回目の「相談村」が実施されました。9月21日（月・敬老の日）にも和歌山城西の丸広場で第2回目の「相談村」が開かれます。

今回の対談では、「なんでも相談村」や貧困問題の取り組みについて語り合いました。

『なんでも相談村』実行委員会の事務局長

すぎ 杉 かつ のり 勝則 さんと

対談



「なんでも相談村」を実施

—— 明日に希望が持てる社会を ——

由良 「『なんでも相談村』に取り組むことになったのは、年末年始にマスコミでも大きく取り上げられた首都圏での『年越し派遣村』の取り組み

杉 「そうですね。私は県地評の事務局長を務めている

みもきつかけになっていますね」

んですが、あの『年越し派遣村』の後、和歌山であのような取り組みをしないのか、という声が各方面から出されました。また、私自身、野宿をされている人を見回る活動などに参加したり、貧困問題の学習会で他府県の取り組みを学ぶ中で、職や住居を失った人を救済する必要性を痛感しました。そして、労働組合だけでなく、弱い立場の人を支える活動をしている団体、個人と一緒に取り組むことを呼びかけました」

由良 「その呼びかけに応え、3月20日に12団体の協力ですた実施した『なんでも相談村』に1000人を越えるボランティアのスタッフが集まり、

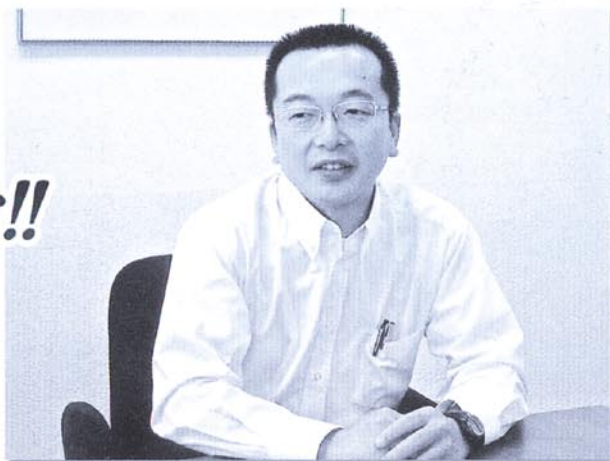
手分けして会場の設営や炊き出し、相談活動、健康診断などをおこないました。私も相談村の実行委員長を引き受けましたので、今から『開村します！』と宣言する役をつとめました」

山崎 「私も相談活動のお手伝いをしました。当日の生活保護申請の相談は23件あり、その日の内に市役所に生活保護申請をおこないました。祝日でしたが、事前に杉さんから市役所に生活保護申請を受け付けるように要請してもらっていたので、申請した全員をその場で受け付けてもらえました。申請者からすごく驚かれ、感謝されましたね」

杉 「市役所が祝日でもしっかりと対応してくれたのは、マスコミが『なんでも相談村』の実施を報道するなど、世論の流れもあったからだと思いますね」

由良 「そうですね。和歌山でも労働者が解雇される事例が増え、就職もままならない。定められている最低賃金（和歌山では時給673円）では1ヶ月働いても生活保護費にも満たない。生活苦から多重

生活再建のための ネットワークづくりを!!



すき かつのり
勝則さん

債務を抱えてしまう。このようないわゆる貧困問題が社会的に大きく取り上げられてきましたからね」

山崎 「私たち市民の力で行政の対応もより良く変えていく。そういう点でも『なんでも相談村』は大きなきっかけになりましたね。また、私は最近、月1回位ですが、『和歌山夜回り会』の活動にも参加し、野宿生活をよぎなくされている人を訪問し、お茶を配ったり、相談の手伝いをしています。」

健康、生活保護申請の支援をおこなっていて、このような地道な活動がとても大切に感じます」

杉 「私も今回の取り組みを通じて、『夜回り会』のような活動を知りました。これまでは団体・個人がそれぞれの分野で個別に弱い立場の人を支える取り組みをおこなってきましたが、これをきっかけに、横のつながりを大切にし、生活再建のためのネットワークづくりをしていきたいと思っています」

由良 「ある大学教授が『貧困は以前からあり、急が増え

たわけではない。私たちがそれを振って見れば、たのびではないか。それを見える形にしたのが『派遣村だ』と話されていきました。が、今回の『なんでも相談村』を通じて貧困で苦しんでいる人の姿が一層見えるようになりました。また、貧困の問題はますます広く、深くなっています。それだけに、私たちの力を合わせた取り組みを強めねばならないと思います」

山崎 「現代の貧困は、国民みんなが貧しくて助け合っていた頃の貧困と違い、他者との絆が断ち切られ、孤独な貧困になっています。そして、社会や政治の中でもそのことが放置されてきました。また、若者も仕事がなくて生活できず、将来への不安を抱えています。みんなの力で、明日に希望を持てる社会にし



ゆらたかのぶ
由良登信
弁護士

ていかねばなりません」

杉 「第2回目の『なんでも相談村』を9月21日(月・敬老の日)に開設しようと準備をしています。お二人にも引き続き、ご協力をお願いします」

由良、山崎 「もちろんです。力を合わせて頑張りましょう。本日は、ありがとうございます」

『夜回り会』は約10年前から毎週1回、住居や



やまさきかずとも
山崎和友
弁護士



体当たりで勝ちとった特別在留許可

弁護士 川本 智代

私は、昨年12月に、約1年間にわたる司法修習を終えて弁護士登録をし、当事務所で弁護士としての活動を始めました。親鳥のような温かい眼差しで私を基礎から導いてくださった山崎弁護士を始め、由良弁護士、丸山弁護士、事務所のみなさんのおかげで、なんとか今日まで無事にやってくることができました。

れました。私は、どうか彼女とその夫との穏やかな生活を守って欲しい、どうか彼女を強制退去しないで欲しいと、懸命に入国管理局に訴えました。その結果、特別在留許可がおりたのです。その一報が入った瞬間、私は思わず感激して涙ぐんでしまいました。

私がこの7ヶ月間で一番心に残った事件は、二回の不法入国経験のある外国人女性の国外退去強制手続事件の代理人となり、特別在留許可を取得した事件でした。

正直、私は途中で諦めかけていました。不法入国を2回した場面で特別在留許可がおりたという例が過去に見当たらなかつたからです。しかし、入国管理官や和歌山市役所、総領事館にかけあつたりと、とにかくダメもつて体当たりしてきたことが結果に結びついたのではないかと感じています。何より、彼女自身が真面目であつたこと、彼女の夫の、彼女に対する愛情が真摯であつたことが一番の理由であつたことも間違いありません。

留置所にいる彼女に初めて会つたとき、真面目で大人しく、素直な人柄が伝わってきました。話しを聞くと、彼女は不法入国の事実を全て素直に認めているのですが、どうしても日本に残りたいということです。彼女には、もう10年近くも夫婦として仲睦まじく助け合つて共に生きてきた日本人の伴侶がいたのです。私は、なんとかしてこの夫婦の仲を引き裂くような事態を避けたいと思いました。

刑事裁判の後、彼女は強制送還のため、入国管理局に拘束さ

私は、7月から来年2月頃まで産休・育休に入ります。復帰したときには、この体当たり精神を忘れずに、今以上にパワーアップしてお仕事したいと思っています。どうか今後ともよろしくお願いします！

はじめての少年事件

弁護士 丸山 哲

少年(17歳)と出会った場所は警察の接見室でした。私が弁護士会の当番弁護士として接見室に赴くと、少年はそわそわと落ち着かない様子で座っていました。少年は、私に、自分の行った窃盗について素直に話してくれ、私に弁護をお願いしたいと言ってきました。

今年の5月21日から被疑者国選対象事件が拡大され、被疑者の段階の多くの事件に、国の費用で弁護士が付くようになりました。しかし、私が少年と出会つたのは5月21日より前でしたので、国の費用で少年に弁護士はつきません。少年やその親に弁護士を依頼する経済的余裕もなさそうでした。

私は、少年が自分の行ったことを深く考えずに少年院に行くことを考えると、放つてはおけません。事務所での弁護士の相談すると、事件を受ければよいと快く背中を押してもらいました。

さて、一旦少年事件を受任すれば大変です。少年が逮捕されてから10日〜20日程度で事件は家庭裁判所

に送致されます。家庭裁判所に送致されてから、3週間〜4週間程度で審判が開かれ、少年の処分が決まります。この間に、例えば、家庭環境の調整、被害者への謝罪等々、やらなければならぬことが山ほどあります。その中でも特に、少年自ら事件を色々な角度から振り返れるよう、2〜3日に一回の頻度で面会するのが大変でした。面会の回数が非常に多いのもそうですが、何より、毎回テーマを持って面会しても、自分の描くようには進むはずもなかつたからです。

しかし、面会を重ねるうちに、少年は少しずつでも考えて行こうという姿勢を見せるようになりました。当初、手応えがなかつた家族も、これからの家族像について少しずつ描けるようになりました。

「これなら、なんとかやる。」私は少しばかり手応えを感じながら審判の日を迎えました。少年に対する鑑別所や家庭裁判所調査官の意見は、少年院に入ることを求めるものでした。しかし、私は保護観察処分を求めました。保護観察処分では、少年院のように少年の身体は拘束されず、親元に戻ることができるので、少年の立直りは少年や家族等の力に委ねられますが、少年やその家族にはその力があると信じたいからです。

この少年の犯した事件は、一般的な量刑相場から言えば少年院送致が避けられないものでした。しかし、裁判官に少年や家族の決意や思いが伝わったことで、少年の処分は保護観察処分と終わりました。このようにしてはじめての少年事件は終わり、期間は短いながら密度の濃い時間を過ごすことができました。この事件で法律以外の様々な事を体験し苦悩できたことは、私にとって本当に有意義なものとなりました。いつまでも、最後まで一生懸命諦めず、突き進むことができる弁護士であり続けられるように、日々頑張つてまいります。なお、この少年の関係はまだまだ続いているのですが、それはまたの機会に。